# 総量規制基準(案)

1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下「規則」という。)第1条の5の規定により、次の算式によることが定められている。

この基準を具体的に設定するには、算式中のCc、Ccj、Cci及びCcoの値を定める必要があり、これらの値は別表1のとおりとする。

# (1) 既設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

 $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ 

この式において、Lc、Cc及びQcは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- C c 別表 1 の第 3 欄(1) に掲げる化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Q c 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより 汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 1日につき立方メートル)
- (2) 昭和55年7月1日以後の新・増設の指定地域内事業場に係る総量規制基準
  - $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

この式において、Lc、Ccj、Cci、Cco、Qcj、Qci及びQcoは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- C c j 別表 1 の第 3 欄(3) に掲げる化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- C c i 別表 1 の第 3 欄(2) に掲げる化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Ссо 前項の式において用いられるСсと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qcj 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定 排出水の量(平成3年7月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
- Qci 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量(Qcjを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

Q c o 特定排出水の量(Q c j 及びQ c i を除く。)(単位 1日につき立方メートル))

### 2 窒素含有量に係る総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、規則第1条の6の規定により、次の算式によることが 定められている。

この基準を具体的に設定するには、算式中のCn、Cni及びCnoの値を定める必要があり、これらの値は別表 2 のとおりとする。

## (1) 既設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

 $L n = C n \cdot Q n \times 10^{-3}$ 

この式において、Ln、Cn及びQnは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cn 別表 2 の第 3 欄(1) に掲げる窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Qn 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより 汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 1日につき立方メートル)

# (2) 平成14年10月1日以後の新・増設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

 $Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$ 

この式において、Ln、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cni 別表2の第3欄(2) に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Cno 前項の式において用いられるCnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qni 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する 特定排出水の量(平成14年10月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る 場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
- Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

#### 3 りん含有量に係る総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、規則第1条の7の規定により、次の算式によることが 定められている。

この基準を具体的に設定するには、算式中のCp、Cpi及びCpoの値を定める必要があり、これらの値は別表3のとおりとする。

(1) 既設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

 $Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$ 

この式において、Lp、Cp及びQpは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cp 別表3の第3欄(1) に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qp 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより 汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 1日につき立方メートル)
- (2) 平成14年10月1日以後の新・増設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

 $Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$ 

この式において、Lp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cpi 別表3の第3欄(2) に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Сро 前項の式において用いられるСрと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qpi 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する 特定排出水の量(平成14年10月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る 場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
- Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)